

県営住宅 自治会の皆様へ

共用部改修しませんか？

補助  
最大 **50** 万円

(補助率10/10)

集会所に  
誰でも使いやすい  
トイレが欲しい！

キッズスペースが  
集会所にあったらなあ...



# R7年度子育て支援[県営住宅の共用部改修補助]

## 【概要】

- 下図2種類の補助対象事業のうち1の事業を税込10万円以上必ず実施することが条件です。なお、エアコン設置のみ実施する等、事業効果に乏しい場合は選定されないことがあります。
- 消耗品は補助対象外です。
- 一度の申請で複数箇所を改修してもOKです。
- 過去に補助を受けた自治会・共用部は補助対象外です。
- ご不明な点は県HPをご覧ください。

## 【主な流れ】

- ① 指定管理者まで申請書を提出する（11/28ㄨ）※注意※
- ② 県の審査で問題なければ、交付決定通知が送られてくる
- ③ 事業実施（工事発注・購入はこのタイミングで）
- ④ 実績報告書を作成し、指定管理者へ提出する（3/31ㄨ）
- ⑤ 実績確定・請求・補助金交付

※予算の上限に達した場合※

※申請の受付を終了します※



様式は県HPからダウンロードできます。

補助対象事業	具体例	備考
1 子どもが楽しめる空間づくり事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 集会所内のキッズスペース設置（遊具、ボールプール、クッション床等）</li><li>・ 集会所内の児童用本棚・書籍の購入</li><li>・ 集会所内キッチン改修、調理器具の購入</li><li>・ 集会所エアコンの設置・改修</li><li>・ 集会所トイレの改修（和式→洋式化、多機能化等）</li></ul> 等	事業費 10万円以上 <b>必須</b>
2 子どもが安心できる環境づくり事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 共用部への防犯カメラの設置</li><li>・ ベビーカーのための通路段差解消</li></ul> 等	

